

事務連絡  
令和2年6月12日

各 都道府県  
指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための  
衛生・防護用品の都道府県等への配布について

新型コロナウイルス感染症への対応に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般発出した「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の都道府県等における備蓄の推奨と体制整備について」（令和2年5月29日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡（以下「5月29日付け事務連絡」という。））において、国から防護具等を都道府県等（指定都市・中核市を含む。以下同じ）に配布することをお知らせしたところですが、詳細は下記のとおりですので、都道府県等におかれては、防護具等の受け入れの準備とともに、必要な情報の登録についてお願いいたします。

記

- 1 5月29日付け事務連絡の「1 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の支援について」の（2）で示した防護具等として、第1弾を次のとおり配布を行います。

(1) 配布する防護具等、数量

①配布する防護具等

- ア. サージカルマスク
- イ. アイソレーションガウン（プラスチック製又は不織布 P E 加工製）
- ウ. フェイスシールド（大きさ 2 2 cm× 3 3 cm）
- エ. 手袋（P V C 製）

②配布数量

- ・①のア～ウ 各 5 0 万枚を人口比<sup>※</sup>で配分
- ・①のエ 3 3 0 万双を人口比<sup>※</sup>で配分

※ 母数：127,444 千人（平成 31 年 1 月 1 日 住民基本台帳による。）

(注) 第 1 弾の送付後に、再度の感染症の流行等により備蓄に不足が生じる場合は、追加送付をしますので、3 の ( 1 ) のメールアドレス宛てに連絡をお願いします。

(2) 配布時期

令和 2 年 6 月末から 7 月上旬を予定（おって、都道府県等ごとに物資名、数量、配送日を 3 の ( 2 ) で登録していただいた連絡窓口宛てにお知らせします。）

(3) 配布先

都道府県等ごとに 3 の ( 2 ) で登録された納品場所に送付します。

2 5 月 29 日付け事務連絡の「2 全ての社会福祉施設等への防護具等の支援について」の ( 2 ) で示したマスクの配布について、第 1 弾を次のとおり配布を行います。

なお、これらの物資については、次の感染拡大期に備えての備蓄や社会福祉施設の物資の在庫状況を踏まえた放出に当ていただきますようお願いいたします。

(1) 数量

サージカルマスク 4 千万枚を人口比<sup>※</sup>で配分

※ 母数：127,444 千人（平成 31 年 1 月 1 日 住民基本台帳による。）

## (2) 配布時期

令和2年6月末から7月上旬を予定（おって、都道府県等ごとに物資名、数量、配送日を3の(2)で登録していただいた連絡窓口宛てにお知らせします。）

## (3) 配布先

都道府県等ごとに3の(2)で登録された納品場所に送付します。

なお、第2弾以降については、9月までに不織布マスク約5千万枚（人口比で配分）、10月以降令和3年3月まで、毎月約3千万枚（人口比で配分）を送付する予定としています。また、第2弾以降の送付先については、都道府県の希望により市区町村への配送も可能とする予定です。

## 3 連絡窓口、納品送付先等の登録について

上記1及び2の連絡窓口、送付先等の登録を次のとおりお願いします。

### (1) 登録先（メールアドレス）

fukushi-mask@mhlw.go.jp

### (2) 登録内容

① 連絡窓口（担当部課名、担当者名、電話番号、メールアドレス）

※ 連絡窓口は、民生主管部局内で一元化をお願いします。

② 納品場所（名称、郵便番号、住所、納品可能日（曜日等）・時間帯）

### (3) 登録期限

(1)のメールアドレスに(2)の登録内容を別添様式に記入の上、電子メールにより、6月19日（金）17:00までに登録をお願いします。なお、電子メールの件名は、「連絡窓口（自治体名）」をお願いします。

## 4 照会先

照会については、3の(1)のメールアドレスまでお願いします。なお、極力、一元化された連絡窓口からの照会をお願いします。

電子メールの件名は、「照会（自治体名）」をお願いします。

## 5 放出実績の登録

都道府県等が社会福祉施設等へ防護具等を放出した実績について、防護具等別に、毎月ごと（月末締め）の実績を3の（1）のメールアドレスまで送付をお願いします。電子メールの件名は「放出実績（自治体名）〇月分」とし、翌月15日までに送付をお願いします。なお、登録していただく様式を連絡窓口宛て、別途、送付させていただきます。